

前橋市中心身障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の改正について（議案第75号）

障害福祉課

1 改正の理由

本市の心身障害者デイサービスセンターを移転するとともに事業を見直すため、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 題名を「前橋市多機能型事業所の設置及び管理に関する条例」に改める。
- (2) 名称及び位置を次のように改める。

名 称	位 置
前橋市多機能型事業所こころ	前橋市朝日町三丁目21番14号

- (3) 前橋市多機能型事業所こころが行う事業は、次のとおりとする。
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定する生活介護に関すること。
 - イ 障害者総合支援法に規定する就労継続支援（就労継続支援B型）に関すること。
 - ウ こころの施設及び設備の提供に関すること。
こころの会議室は、地域交流の促進を図り、地域コミュニティを形成する場合についても利用に供する。
- (4) こころに設置する施設は、次のとおりとする。
 - ア 訓練・作業室
 - イ 相談室
 - ウ 洗面所
 - エ 便所
 - オ 会議室
- (5) 会議室の使用料を定める。

	使 用 料					
	午前	午後	夜間	午前～	午後～	全日

区 分				午後	夜間	
	8時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	8時～ 17時	13時～ 22時	8時～ 22時
会議室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円

3 施行期日

令和6年4月1日